

菊池市社会福祉法人指導監査結果 (令和7年度)

- ・社会福祉法人は、50音順に掲載しています。
- ・指導監査結果は、3か年分を掲載しています。

実地	実地指導監査
未実施	未実施理由を記載

対象法人及び施設 社会福祉法人 愛敬会（施設名 介護老人福祉施設 清泉）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 6	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
		1 令和5年4月1日から施行（改定施行）された評議員・役員報酬等規程は、評議員会の決議が必要ですが、令和5年5月20日の理事会での決議を最後に遡及して施行されています。 評議員・役員報酬等規程は、法令及び定款に定める事項であるため、評議員会の決議を受けてください。 <法第45条の9第6項から第8項まで、同条第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第195条>（ガイドラインP10～P12）	1 令和5年5月20日の理事会に計上しました評議員・役員報酬等規程の改正は、主に既存の定款細則にある「評議員選任解任委員の報酬額及び費用弁償等の支給基準を理事会の決議で行う」という条文に統一するため、当該規程からの条文削除の改正でしたので、新たな条文の追加等を行うものではなく過去に当該条文を含む定款細則改正を評議員会で承認されている件と判断し、評議員会に上程しませんでしたか、ご指摘のとおり、次回評議員会にて、その旨についての評議員・役員報酬等規程改正を上程いたします。	
		2 内部管理体制の指針となる各種規程の承認が、理事会の決定と理事長専決と混在しています。 法人運営に関わる規程は、理事会に上程し決定してください。 <法第45条の14第4項、第5項>（ガイドラインP27～P29）	2 ご指摘のとおり、今後、法運営に係わる規程の改正については、理事会に上程いたします。	

R 7	実地	3 監事へ支払われる報酬額が、これまでの慣習によって支給されており、評議員・役員報酬等規程の基準になく、また、根拠がありません。 監事に対する報酬を含め、報酬額の支給基準を明確にした評議員・役員報酬等規程に改正してください。 ＜法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条、法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42＞ (ガイドラインP39～P40)	3 ご指摘のとおり、監事の報酬を含め、評議員・役員報酬額の在り方として「年報酬若しくは、現在の出席に応じた報酬にする」等、支給基準を明確にすることを目的とした検討を行い、評議員・役員報酬等規程の改正を進めてまいります。	R7.10月
		4 基本財産である建物に設備投資が行われていますが、勘定科目は、その他固定資産の建物付属設備として計上されています。 勘定科目の修正を行うとともに、基本財産の増加については、事前に理事会及び評議員会の承認を得るなど、規程に沿った対応を行ってください。 ＜会計省令第11条、第14条第2項、第20条第2項、運用上の取扱い6、留意事項8、9、10＞ (ガイドラインP60～P61)	4 ご指摘のとおり、勘定科目の修正を行います。また、今後、基本財産の増減については、理事会及び評議員会の承認を得るようにします。	

対象法人及び施設 社会福祉法人 あすなろ保育園 （施設名 保育園 あすなろ保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 6	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 7	実地	1 内部管理体制の指針となる各種規程の承認が、理事会の決定が行われずに運用されています。 法人運営に関わる規程は、理事会に上程し決定してください。 <法第45条の14第4項、第5項> (ガイドラインP27～P29)	1 クレジットカード取扱規程が未整備であったことの指摘。3月30日に別添の規程を理事会に上程して施行する。他には理事会承認を得ていない規程はない。	R8.1月
		2 積立金を計上する場合は、同額の積立資産を積み立て、また、積立資産には、積立金との関係が明確に分かる名称を付すことが定められています。また、貸借対照表と別紙3(⑫)「積立金・積立資産明細書」と比較すると、金額及び名称に相違があります。 経理規程第37条に沿った取扱いにあらためてください。 <会計省令第6条第3項、運用上の取扱い19、別紙3(⑫)「積立金・積立資産明細書」、留意事項19> (ガイドラインP72～P73)	2 法人で作成している計算書類では、相違がなく、WAMネットにて現況報告する際に、間違った入力をした。修正することもできないため、次回の現況報告作成には、充分注意して間違いないように、報告する。	

対象法人及び施設 社会福祉法人 加茂川保育園 （施設名 保育園 加茂川保育園、砦保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 6	実地	特にありません		R6.11月
R 7	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設 社会福祉法人 菊幸会 （施設名 保育園 菊池みゆきこども園、菊池乳児保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 6	実地	1. 評議員の改選については、法令及び定款等を遵守し適切に行うよう改善を求めます。 ＜社会福祉法第41条 定款例第7条＞	1. 左記の指摘事項を踏まえ、法令及び定款等に従い、速やかに評議員選任を遡及し行い、適宜改善いたします。	R6.12月
		2. 基本財産が増加した場合（土地の購入）には、経理規程第50条1項に、基本財産である固定資産の増加・減少＜第52条に規定する減価償却等に伴う評価の減少は除く＞については、事前に理事会及び評議員会の承認を得なければならないと条文にありますが、議案の上程記録がありませんので、法令及び定款等を遵守し適切に行うよう改善を求めます。＜社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項1の(4)＞（ガイドラインP57～P58）	2. 基本財産の増加（土地の購入）について左記の各指摘事項を踏まえ、法令及び定款等に従い、適宜改善いたします。	
		3. 基本財産以外の土地1筆が、固定資産管理台帳から欠落しています。評価額の未記載〈評価不明〉を含め、固定資産管理が不十分で、決算の組み直しになることも考えられます。固定資産取得の際は、夫々〈個別〉に固定資産管理台帳を作成し、固定資産管理台帳一覧表に反映させるよう、固定資産の管理徹底を図るよう改善を求めます。＜認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準第2の3の(2)＞（ガイドラインP52～P53）	3. 固定資産管理台帳から土地1筆が欠落との指摘を踏まえ、事実関係を確認し、左記の指示に従い本件改善を適宜実行いたします。	
R 7	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設 社会福祉法人 菊池市社会福祉協議会 （施設名 社会福祉協議会）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	実地	1. R5.7.1 就任の評議員 6 名の改選時において、辞任する評議員 1 名より辞任届が徴収されていません。 また、新たに選任された評議員 1 名から欠格事由等に該当しない旨の宣誓書等が徴収されていません。徴収期限を設け、提出の有無の確認を行うようにしてください。 <根拠：社会福祉法第39条、第40条>（ガイドラインP 6～7）	1. 指導監査終了後、ただちに該当する 2 名より、評議員辞任届及び宣誓書の徴収を行いました。 今後は、役員・評議員の改選時等には関係書類の提出の確認を行うよういたします。	R5.10月
R 6	未実施	3 年に 1 回の実施のため、当該年度未実施		
R 7	未実施	3 年に 1 回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設 社会福祉法人 菊池ひかり保育園 （施設名 保育園 菊池ひかり保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	実地	1. 評議員会及び理事会の決議には特別の利害関係を有する評議員及び理事が加わることができないため、会議の前などに確認をしないといけません。確認するとともに議事録に確認をした旨の記載をしてください。また、決議省略を実施する場合も提案書や同意書等で確認してください。＜根拠：社会福祉法第45条の9第8項、法第45条の14第5項＞（ガイドラインP11、P22）	1. 次回開催の評議員会及び理事会より左記の指摘事項について確認し、議事録に記載します。	R5.12月
R 6	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 7	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設 社会福祉法人 菊豊会 （施設名 保育園 菊池さくら保育園、菊池第2さくら保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	実地	1. 理事個人と利益相反取引にあたる土地建物賃貸借契約（1年契約の自動更新）が締結されていますが、理事会承認が得られていません。理事会の承認を受けてから、新たに契約するようにしてください。また、法人の安定的な事業の継続性に支障をきたす恐れがある土地については、賃借権設定の登記をしてください。（登記が不要な場合を除く。） <根拠：社会福祉法第45条の16第4項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、第92条> （ガイドラインP54）	1. 令和6年3月28日開催の理事会において、理事長個人との土地建物賃貸借契約を利益相反取引として提案し、理事会に諮ります。 なお、理事会承認後は、速やかに契約します。	R5.12月
R 6	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 7	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設 社会福祉法人 旭志福社会 （施設名 保育園 北合志保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 6	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 7	実地	1 役員（理事・監事）及び評議員は無報酬とし、旅費に関しては支給基準が規定されていますが、規定に沿わない報酬が、慣例で監事に支給されています。必要に応じて、役員・評議員報酬規程を見直してください。 ＜法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条、法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42＞（ガイドラインP39～P40）	1 役員及び評議員等の旅費に関しては、旅費支給規程にて支給します。	R8.1月

対象法人及び施設 社会福祉法人 鞍岳会 （施設名 保育園 川辺保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	実地	1. 評議員及び役員の改選時に徴収する履歴書や欠格事項等に該当しない旨の宣誓書等が、再任の候補者について徴収されていません。欠格事由等に該当しないこと等が確認できませんので、再任の時も徴収するようにしてください。 <根拠：社会福祉法第39条、第40条第1項、第44条第1項、第4項、第5項>（ガイドラインP7、P16、P21）	1. 再任の際も欠格事項に該当しない旨の宣誓書等を徴収するものとします。	R5.11月
R 6	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 7	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設 社会福祉法人 広友会 （施設名 介護老人福祉施設 あさひが丘荘）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 6	実地	1. 経理規程第54条に基本財産である固定資産の増加又は減少〈減価償却等に伴う評価の減少は除く〉については、事前に理事会において理事総数の三分の二以上による同意及び評議員会の承認を得なければならないとあるが、令和5年度において、基本財産が1,798千円増加しているものの、理事会の同意及び評議員会の承認が得られてませんので、適正な手続きを行ってください。 ＜社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関	1. 基本財産の1,798千円の取得については、その他の固定資産の取得を基本財産の取得として事務処理（仕訳）の誤りによるもの。令和6年度決算において修正いたします。	R6.11月
		2. 特養拠点区分資金収支計算書〈第一号第四様式〉のその他の活動による支出の内、退職給付引当金資産支出の金額と計算書類の付属明細書の「⑨引当金明細書」の退職給付引当金の当期増加額に差異がありますので、修正をお願いします。 ＜社会福祉法人会計基準第30条、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱い25＞	2. 差異の原因は、中途採用者の異動による退職給付引当金資産の額が引当金明細書に含まれている。資金収支計算書には預金取引がないため含まれていないためです。この差異について、熊本県社会福祉協議会並びに異動元の法人様に確認した結果、仕訳に問題なしとのこと。また、財務システムメーカーに引当金明細書と資金収支計算書の額については、起票した伝票から集計されるため、手修正をすることは不可能との回答でした。退職共済に加入している別法人から異動した場合の処理について、県社協の月1回実施されている経営相談にて会計士の方へ相談（2/18）し、その指導の下修正したいと考えます。	
R 7	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設 社会福祉法人 紫翠会 （施設名 救護施設 菊池園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	実地	1. 理事個人と利益相反取引にあたる土地建物賃貸借契約が締結されていますが、理事会承認が得られていません。理事会の承認を受けてから、新たに契約するようにしてください。 ＜根拠：社会福祉法第45条の16第4項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、第92条＞	1. 令和5年11月29日開催の紫翠会第3回理事会第4号議案において、「理事との利益相反取引に当たる契約の承認について」諮り、承認を受けました。今後速やかに当該理事と賃貸借契約を締結します。	R5.9月
R 6	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 7	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設 社会福祉法人 泗水東保育園 （施設名 保育園 泗水東保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 6	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 7	実地	1 内部管理体制の指針となる各種規程の承認が、理事会の決定が行われずに運用されています。 法人運営に関わる規程は、理事会に上程し決定してください。 <法第45条の14第4項、第5項> (ガイドラインP27～P29)	1 法人運営に関わる規程については、今後理事会に上程し決定します。 なお、指摘された規程については、令和8年3月の理事会に上程して是正済みです。	R8.2月
		2 役員・評議員に対する費用弁償に関する規則第5条に、任期終了時に記念品代相当の金銭を支給すると規定されており、每期実施されています。この規定は、役員退任（退職）慰労金に当たるため、役員報酬規程と同等に扱うべきであると思われますので、新たに規程を設けてください。 <法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条、法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、法第45条の35第1項、第2項、規則第2条の42>	2 法人運営に関わる規程については、今後理事会に上程し決定します。なお、指摘された規程については、令和8年3月の理事会に上程して是正済みです。	

	3 建物は、基本財産の園舎一棟ですが、その他固定資産に建物付属設備が計上されています。本来、基本財産の建物に帰属する建物付属設備であり、勘定科目に相違があります。また、基本財産の増加については、事前に理事会及び評議員会の承認を得る必要があります。勘定科目の修正を行うとともに、規程に沿った取扱いを行ってください。 <会計省令第11条、第14条第2項、第20条第2項、運用上の取扱い6、留意事項8、9、10> (ガイドラインP60～P61)	3 建物附属設備の修正については、理事会及び評議員会に報告し、修正処理を行う予定です。	
--	--	--	--

対象法人及び施設 社会福祉法人 泗水福祉会 （施設名 介護老人福祉施設 泗水苑）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	実地	1. 理事長が代表取締役となっている株式会社と利益相反取引にあたる温泉供給に関する契約が締結されていますが、法改正後に理事会の承認が得られていません。理事会の承認を得てから、新たに契約するようにしてください。また、現在は、理事長の職務代理は認められていませんので、契約時は注意ください。 <根拠：社会福祉法第45条の16第4項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条、第92条>	令和6年3月11日（月）開催の令和5年度第5回理事会において、温泉供給契約についての承認を得たのち、新規契約を行いました。 （添付資料） ・理事会議事録（写し） ・温泉供給に関する契約書（写し）	R6.1月
R 6	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 7	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設 社会福祉法人 七城福祉会 （施設名 障がい者支援施設 居屋敷の里）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 6	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 7	実地	1 評議員選任・解任委員会の構成が、定款第6条第2項の規定と現状に相違がありますので、整合性を図ってください。 ＜法第31条第1項＞（ガイドラインP3）	1 監事1名、事務局員1名、外部委員1名から監事1名、外部委員2名へ定款の変更をさせていただきます。	R7.12月
		2 基本財産である建物に設備投資が行われていますが、勘定科目は、その他固定資産の建物付属設備として計上されています。 勘定科目の修正を行うとともに、基本財産の増加については、事前に理事会及び評議員会の承認を得るなど、規定に沿った対応を行ってください。 ＜会計省令第11条、第14条第2項、第20条第2項、運用上の取扱い6、留意事項8、9、10＞ （ガイドラインP60～P61）	2 その他の固定資産の建物付属設備と基本財産である建物を確認し、勘定科目の修正を行い、基本財産増加については、理事会、評議員会の承認を得るように対応させていただきます。	
		3 付属明細書の寄附金収益明細書及び補助金事業等収益明細書が作成されていません。 付属明細書は法令等に基づき適正に作成してください。 ＜会計省令第30条、運用上の取扱い25、別紙3（①）から別紙3（⑱）まで＞（ガイドラインP75～P77）	3 次回より各明細書の作成をさせていただきます。	

対象法人及び施設 社会福祉法人 新明福社会 （施設名 保育園 新明保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 6	実地	1. 令和4年度に土地の贈与及び建物の新築により、基本財産が増加しており、経理規程第50条1項では、基本財産である固定資産の増加・減少〈第52条に規定する減価償却等に伴う評価の減少は除く〉については、事前に理事会及び評議員会の承認を得なければならないと条文にあるが、議案の上程がなく承認を得られていませんので、適正な手続きを行ってください。 ＜社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項1の(4)＞（ガイドラインP57～	1. ご指摘のとおり3月理事会また6月評議員会に報告し対応いたします。今後同様の事案が発生した場合、定款どおり対応いたします。	R6.12月
		2. 令和4年度、建物〈基本財産〉の新築資金として、土地及び建物を担保に供して民間金融機関より設備資金が調達されていますが、定款第29条1項に、担保に供する場合は、理事会及び評議員会の承認を得る必要があるとあり、今回承認を得ず担保設定されているのは、定款に記載された内容と異なりますので、適正な手続きを行ってください。 ＜社会福祉法第31条第1項＞（ガイドラインP3）	2. ご指摘のとおり3月理事会また6月評議員会に報告し対応いたします。今後同様の事案が発生した場合、定款どおり対応いたします。	
R 7	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設 社会福祉法人 清泉保育園 （施設名 保育園 清泉保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 6	実地	特にありません		R7.1月
R 7	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設 社会福祉法人 たけのこ会 （施設名 保育園 菊池幼楽園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 6	実地	特にありません		R6.12月
R 7	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設 社会福祉法人 田島会 （施設名 保育園 田島保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 6	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 7	実地	1 内部管理体制の指針となる各種規程の承認が、理事会の決定が行われずに運用されています。 法人運営に関わる規程は、理事会に上程し決定してください。 <法第45条の14第4項、第5項> (ガイドラインP27～P29)	1 今後規程変更等も含め、上程し決定後に施行してまいります。	R7.11月
		2 基本財産である建物に設備投資が行われていますが、勘定科目は、その他固定資産の建物付属設備として計上されています。 勘定科目の修正を行うとともに、基本財産の増加については、事前に理事会及び評議員会の承認を得るなど、規程に沿った対応を行ってください。 <会計省令第11条、第14条第2項、第20条第2項、運用上の取扱い6、留意事項8、9、10> (ガイドラインP60～P61)	2 令和8年度第1回理事会と第1回評議員会(定時評議員会)の議題としてあげ承認を得て、修正をします。 令和8年度の対応となります。	

対象法人及び施設 社会福祉法人 芙蓉福祉会 （施設名 保育園 富原保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	実施	1. 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意が得られていません。理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合には、監事の過半数の同意が必要です。再任の時も同意を得るようにしてください。 <根拠：社会福祉法第43条第3項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項> （ガイドラインP20）	1. 次回以降、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合には、監事の同意書を新任・再任に関わらず得るように致します。 令和7年の定時評議員会が現監事の任期となるため、その前の監事候補者推薦の理事会にて改善予定です。	R5.11月
R 6	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 7	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設 社会福祉法人 友朋会 （施設名 障がい者支援施設 サニーサイド）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 6	実地	特にありません		R6.10月
R 7	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		

対象法人及び施設 社会福祉法人 ルンビニ保育園 （施設名 保育園 ルンビニ保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R 5	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 6	未実施	3年に1回の実施のため、当該年度未実施		
R 7	実地	1 内部管理体制の指針となる各種規程の承認が、理事会の決定が行われずに運用されています。 法人運営に関わる規程は、理事会に上程し決定してください。 <法第45条の14第4項、第5項> （ガイドラインP27～P29）	1 3月に行う予定である年度末理事会において、クレジットカード運用規程及びインターネットバンク運用規程の承認を諮る予定です。また修正予定である定款細則及び経理規程の修正版なども理事会に諮る予定です。	R7.11月